

生命保険代理店自己点検ウェブシステムご登録代理店
ご担当者さま

いつも生命保険代理店自己点検ウェブシステムをご利用いただきありがとうございます。
さて、2026年3月30日、金融庁により、令和7年保険業法改正（1年以内施行）に係る保険業法施行規則等の一部改正（案）および「保険会社向けの総合的な監督指針」等の一部改正（案）等に係る意見募集手続の結果公表がなされました。当公表内容も踏まえ、2026年5月13日付で、当会の「自主ガイドライン」である「保険募集人の体制整備に関するガイドライン」を改正いたしました。

（URL：<https://www.seiho.or.jp/activity/guideline/pdf/taiseiseibi.pdf>）

今回のガイドライン改正では、主に

- （１）特定大規模乗合保険募集人に対する体制整備義務
- （２）保険会社等による保険契約者等への過度な便宜供与（特別利益の提供）の禁止
- （３）保険会社から保険代理店への監査における確認・検証・対話する項目（イメージ）

などについて新たにガイドラインに追記・変更しております。

※詳細については、必ずご自身でガイドラインをご確認ください。

これを踏まえ、保険会社では、監督指針および協会「自主ガイドライン」の趣旨や内容を踏まえ、自社の取組み・態勢整備の一層の高度化に向けた取組みが実施されることと存じます。貴代理店におかれましても、趣旨・内容をご確認いただき、顧客本位の業務運営に向けた取組・態勢整備の一層の高度化に向けた取組みを宜しくお願い申し上げます。

なお、本連絡は代理店の皆様に漏れなくお知らせする観点から、生命保険会社各社からもご連絡することとしております。

そのためご案内が重複する場合もございますが、趣旨ご理解のうえご容赦くださいますようお願いいたします。

以上